

資料1

H28.9.16生活困窮者自立支援制度

全国担当者会議

生活困窮者自立支援制度の 取組状況等について

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成28年4月～7月分）

- 新規相談受付状況は、国の目安値の7割弱となっている。
- プラン作成件数は、国の目安値の4割弱となっている。27年度実績（3.6件）より高いものの、支援提供のためのプラン作成の促進が必要。
- 就労・増収者数は、各月で27年度実績の一月平均（2,368人）を大幅に上回っている。

【参考】今年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口10万人あたり22件／月
- ②プラン作成件数：人口10万人あたり11件／月
- ③就労支援対象者数：人口10万人あたり7件／月
- ④就労・増収率（就労・増収者／就労支援対象者）：42%

（件数、人）

平成28年 4月～7月	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)					
都道府県 (管内市区町村含む)	45,718	13.9	10,782	3.3	6,385	1.9	5,705	3,594	1,809	1,111	74%
指定都市	19,368	17.8	7,858	7.2	2,629	2.4	1,948	1,439	325	246	64%
中核市	10,282	13.7	2,759	3.7	1,463	1.9	1,140	851	258	191	71%
合計	75,368	14.7	21,399	4.2	10,477	2.0	8,793	5,884	2,392	1,548	71%

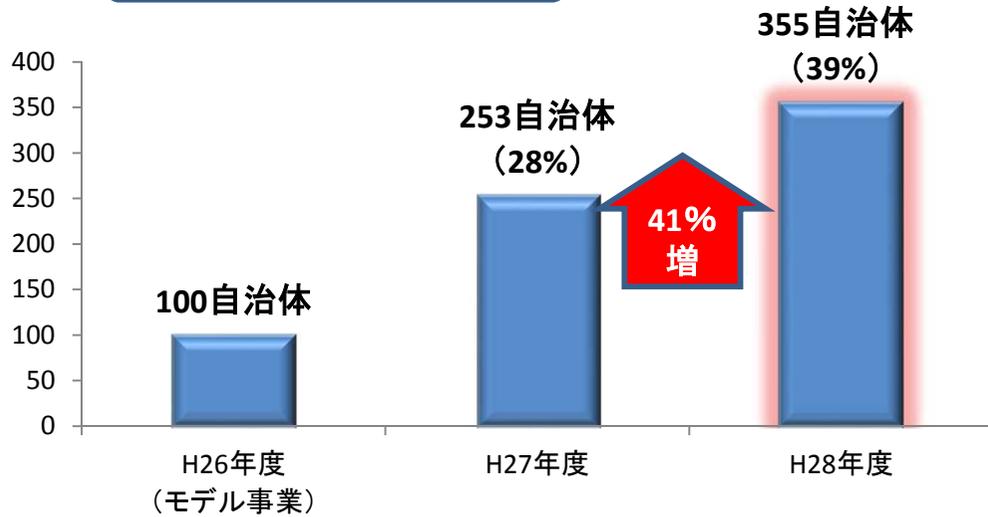
月別	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・ 増収率(④) (⑤+⑥)/③
	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)					
4月分	18,154	14.2	5,008	3.9	2,498	1.9	2,125	1,404	524	353	70%
5月分	19,009	14.8	5,281	4.1	2,576	2.0	2,068	1,368	572	351	67%
6月分	19,746	15.4	5,682	4.4	2,788	2.2	2,332	1,585	650	414	72%
7月分	18,459	14.4	5,428	4.2	2,615	2.0	2,268	1,527	646	430	75%
合計	75,368	14.7	21,399	4.2	10,477	2.0	8,793	5,884	2,392	1,548	71%

※各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

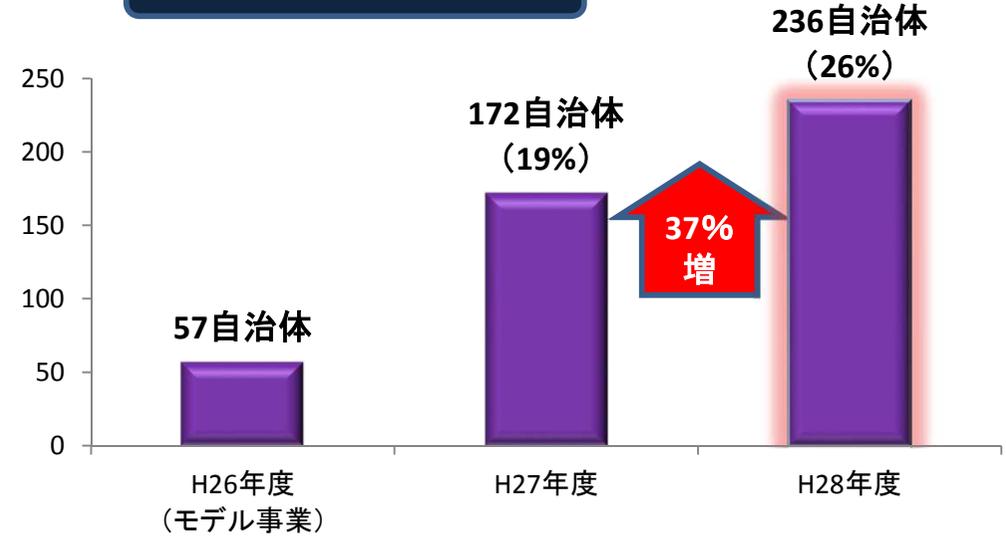
1 任意事業の実施状況（※実施予定を含む）

○ 平成28年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。

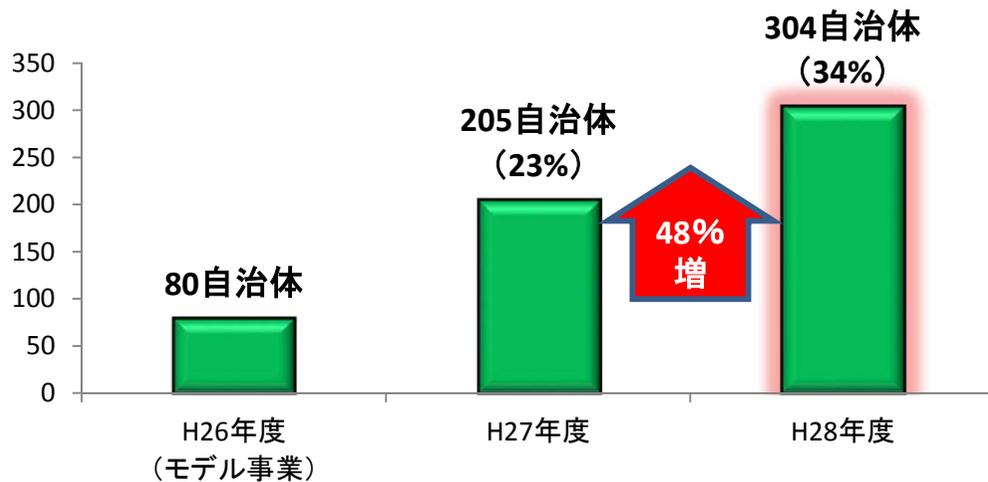
就労準備支援事業



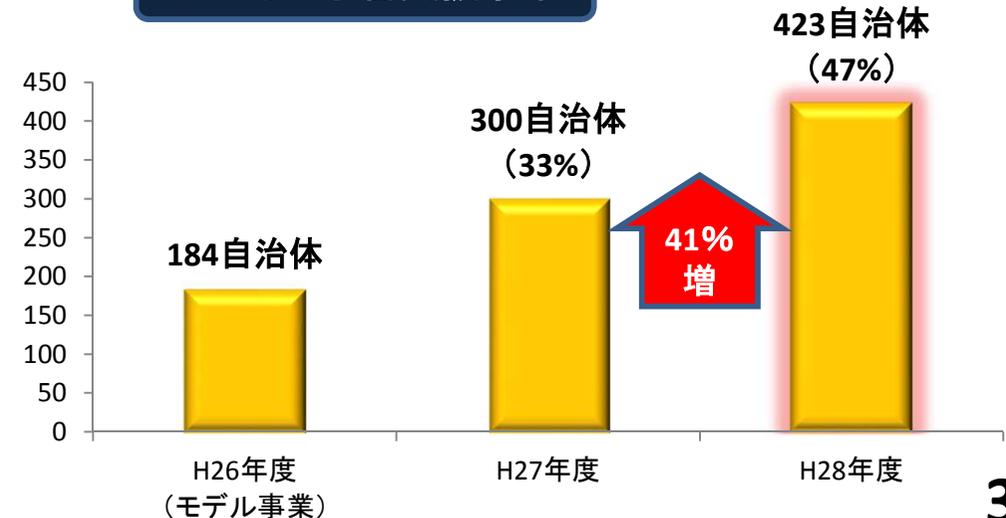
一時生活支援事業



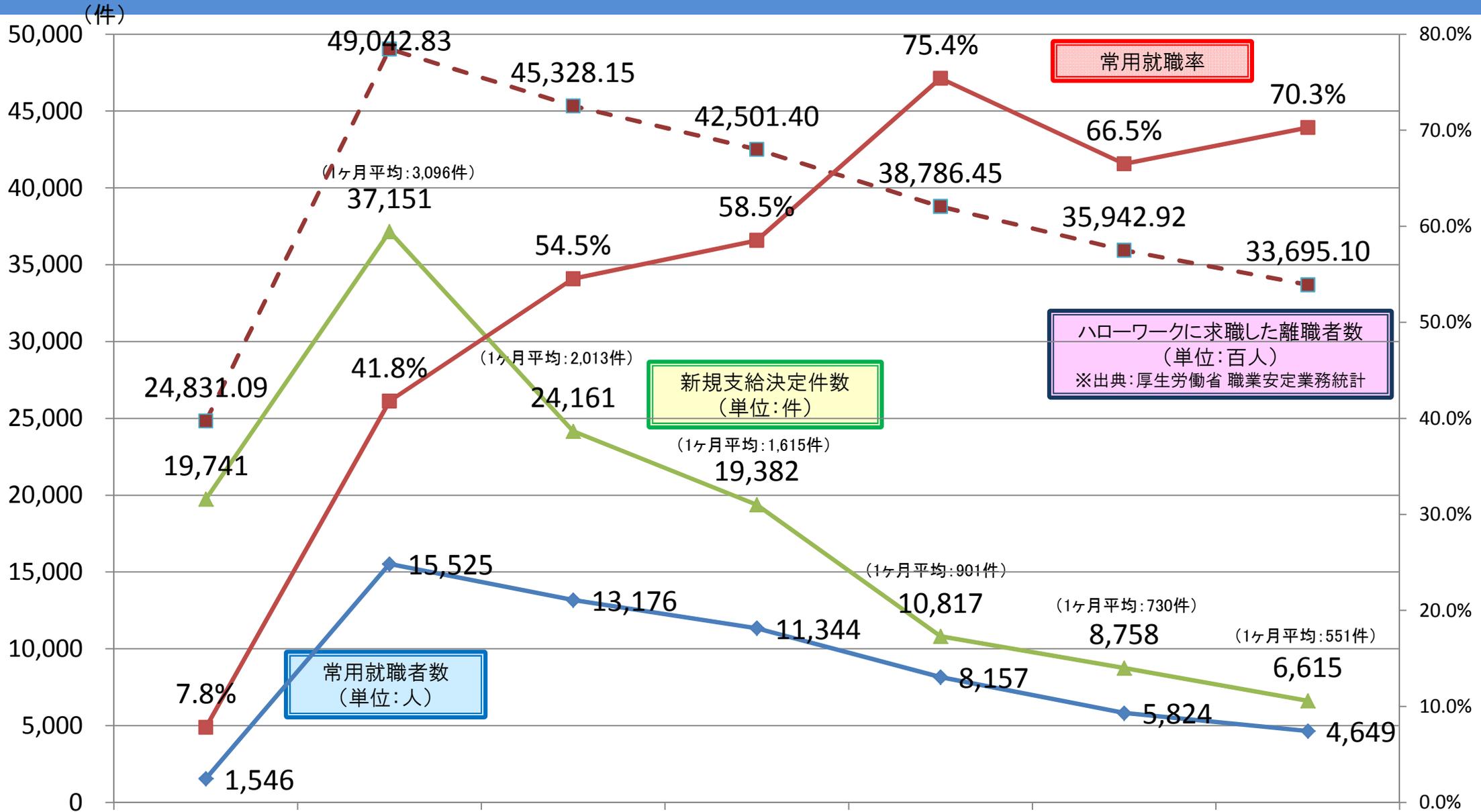
家計相談支援事業



子どもの学習支援事業



住居確保給付金の支給実績(年度別の推移)



常用就職率

新規支給決定件数
(単位: 件)
(1ヶ月平均: 1,615件)

ハローワークに求職した離職者数
(単位: 百人)
※出典: 厚生労働省 職業安定業務統計

常用就職者数
(単位: 人)

10月～
住宅手当開始

要件等緩和

住宅支援給付金開始
(制度改正: 求職活動要件の厳格化など)

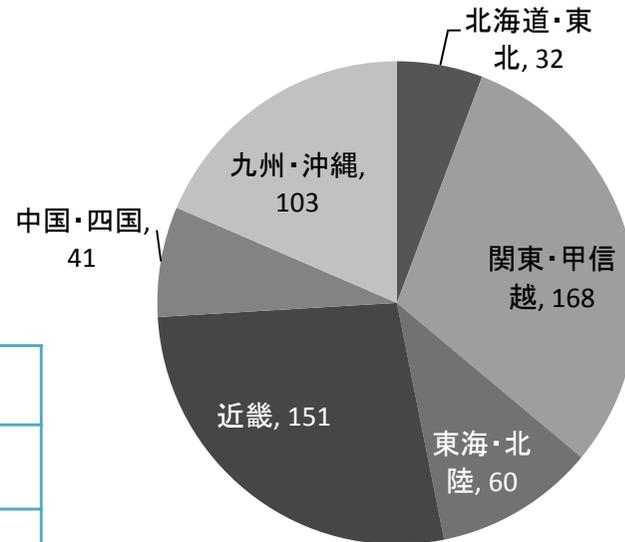
住居確保給付金開始

認定就労訓練事業所の認定状況(平成28年6月30日時点)

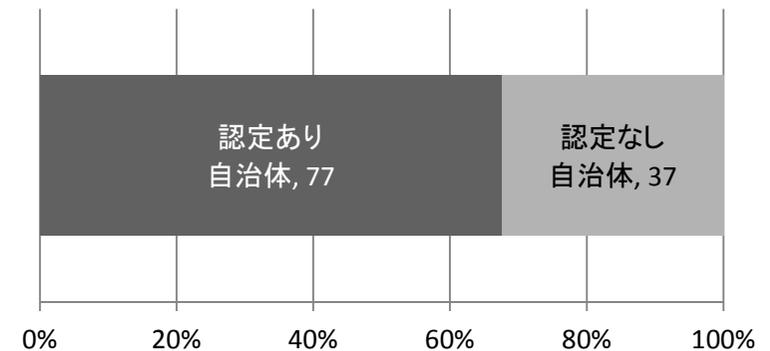
(1) 全体状況

認定件数	555件
利用定員合計	1,707名

(2) ブロック別の状況 n = 555



(3) 認定主体別の状況 n=114自治体



※認定あり77自治体の内訳：
都道府県34、指定都市14、中核市29

(4) 法人種別の状況 n=555

社会福祉法人(高齢者関係)	187
社会福祉法人(障害者関係)	59
社会福祉法人(保護施設)	19
社会福祉法人(児童関係)	5
社会福祉法人(その他)	37
NPO法人	108
株式会社	65
生協等協同組合	34
社団法人(公益及び一般)	5
財団法人(公益及び一般)	5
医療法人	1
その他	30

(5) 予定している主な訓練内容 (n=555、複数回答)

食品製造・加工	30
その他製造	30
クリーニング・リネンサプライ	71
農林漁業関連(加工も含む)	50
印刷関係作業	8

福祉サービスの補助作業	286
事務・情報処理	63
清掃・警備	353
建設作業	3
その他	116

○都道府県別の認定状況 (平成28年6月30日時点)

北海道	16	滋賀県	7
青森県	2	京都府	1
岩手県	2	大阪府	108
宮城県	7	兵庫県	5
秋田県	1	奈良県	18
山形県	1	和歌山県	12
福島県	3	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	6
群馬県	1	広島県	9
埼玉県	33	山口県	5
千葉県	42	徳島県	3
東京都	38	香川県	6
神奈川県	29	愛媛県	1
新潟県	1	高知県	4
富山県	2	福岡県	57
石川県	0	佐賀県	10
福井県	13	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	22	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	13
静岡県	16	鹿児島県	10
愛知県	21	沖縄県	10
三重県	8	合計	555

※認定主体(114自治体)別の状況 (都道府県)

北海道	3	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	1	大阪府	59
宮城県	4	兵庫県	2
秋田県	0	奈良県	14
山形県	1	和歌山県	12
福島県	1	鳥取県	7
茨城県	0	島根県	0
栃木県	2	岡山県	1
群馬県	0	広島県	5
埼玉県	30	山口県	5
千葉県	23	徳島県	3
東京都	35	香川県	1
神奈川県	0	愛媛県	0
新潟県	1	高知県	2
富山県	2	福岡県	39
石川県	0	佐賀県	10
福井県	13	長崎県	0
山梨県	0	熊本県	0
長野県	15	大分県	2
岐阜県	0	宮崎県	0
静岡県	2	鹿児島県	9
愛知県	3	沖縄県	8
三重県	8	47都道府県計	332

(政令指定都市)

札幌市	11
仙台市	3
さいたま市	0
千葉市	13
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	11
新潟市	0
静岡市	1
浜松市	13
名古屋市	14
京都市	1
大阪市	18
堺市	10
神戸市	1
岡山市	2
広島市	4
北九州市	0
福岡市	0
熊本市	0
20指定都市計	120

(中核市)

函館市	1	豊中市	10
旭川市	1	高槻市	1
青森市	0	枚方市	1
盛岡市	1	東大阪市	9
秋田市	1	姫路市	0
郡山市	2	尼崎市	1
いわき市	0	西宮市	1
宇都宮市	0	奈良市	4
前橋市	1	和歌山市	0
高崎市	0	倉敷市	3
川越市	2	呉市	0
越谷市	1	福山市	0
船橋市	0	下関市	0
柏市	6	高松市	5
八王子市	3	松山市	1
横須賀市	0	高知市	2
富山市	0	久留米市	18
金沢市	0	長崎市	0
長野市	7	佐世保市	1
岐阜市	0	大分市	0
豊橋市	0	宮崎市	13
岡崎市	2	鹿児島市	1
豊田市	2	那覇市	2
大津市	0	47中核市計	103

生活困窮者自立支援法の検討について

○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)附則 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)

	2014・2015年度	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
生活保護等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><④生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						<p>年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p> <p>※本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>	
								<p>平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>	

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標	
地域課題の解決力の強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり	<small>福祉サービスの一体的な提供について運用上の対応が可能な事項のガイドラインを策定</small> <small>誰もが支え合う地域の実現に向けて福祉サービスの提供ビジョン（平成29年9月17日・厚生労働省）</small> <small>新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン</small>		設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討		検討結果を踏まえた対応を実施									2020年～2025年を目途に： 地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開	
			相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討												各地域における体制の確立・充実
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し			各資格の履修内容に関する研究		新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論									2021年度： 新たな共通の基礎課程の実施	
			介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討		資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から履修期間短縮を実施										新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施 可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用
			福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除について検討		単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から単位認定を実施										
													業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施		

我が事・丸ごと地域共生社会実現本部の構成

我が事・丸ごと地域共生社会実現本部

本部長	： 厚生労働大臣	本部長代行	： 厚生労働副大臣
本部長代理	： 厚生労働大臣政務官	本部長補佐	： 厚生労働大臣補佐官、総合政策参与
副本部長	： 厚生労働事務次官、厚生労働審議官、 大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）	事務局長	： 政策統括官（総合政策担当）
事務局次長	： 大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当） 大臣官房審議官（医療介護連携担当）		
本部員	： 医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、 年金局長	労働基準局長、職業安定局長、職業能力開発局長、 社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、 大臣官房総合政策・政策評価審議官	

ワーキンググループ

■ 地域力強化WG

※下線はとりまとめ

審議官チーム：大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）、大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）、
年金管理審議官、内閣官房審議官（雇用均等・児童家庭局併任）

関係部局：健康局、労働基準局、職業安定局、職業能力開発局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、
老健局、年金局、政策統括官（総合政策担当）

■ 公的サービス改革WG

審議官チーム：大臣官房審議官（医療介護連携担当）、大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）、
大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）、内閣官房審議官（雇用均等・児童家庭局併任）

関係部局：雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、保険局、政策統括官（総合政策担当）

■ 専門人材WG

審議官チーム：大臣官房審議官（医療介護連携担当）、大臣官房審議官（医政、精神保健医療、災害対策、医薬品等産業振興担当）
大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）、内閣官房審議官（雇用均等・児童家庭局併任）

関係部局：医政局、健康局、医薬・生活衛生局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、
政策統括官（総合政策担当）

(参考) 生活保護法の検討について

○生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四号)附則
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月25日閣議報告)

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し></p>						
生活保護等	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する					<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進						
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討						
	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進						
《厚生労働省》				平成29(2017)年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)			

生活困窮者自立支援法案に対する衆議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年12月4日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

生活困窮者自立支援法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (平成25年11月12日)

○ 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。

二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れの無い支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。

三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。